

	平成31年総務省告示第179号第5条に掲げる地場産品基準
1号	武蔵野市内において生産されたものであること。
2号	武蔵野市内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。
3号	武蔵野市内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。
3号イ（熟成肉）	地場産品基準第3号イに規定する、東京都内において生産された食肉を原材料として、武蔵野市内において熟成したもの。
3号イ（精米）	地場産品基準第3号イに規定する、東京都内において生産された玄米を原材料として、武蔵野市内において精白したもの。
3号ロ（企画立案）	武蔵野市において製品の企画立案その他の当該製品に実質的な変更を加えるものでない工程が行なわれており、当該製品の製造業者により、当該製品の価値の過半が武蔵野市の区域内で生じている旨の証明がなされたもの
4号	返礼品等を提供する武蔵野市内において生産されたものであって、近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。）であること。
5号	地方団体の広報の目的で生産された武蔵野市のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から武蔵野市の独自の返礼品等であることが明白なものであること。
6号	前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等に附帯するものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等の価値が当該提供するものの価値全体の七割以上であること。
7号	武蔵野市内において提供される役務その他これに準ずるもの（宿泊（飲食を伴うものを含む。）の提供に係る役務を除く。）であって、当該役務の主要な部分が武蔵野市に相当程度関連性のあるものであること。
7号の2（宿泊）	武蔵野市内に所在する宿泊施設であって、東京都内においてのみ宿泊施設の運営を行う者が運営するもの（フランチャイズチェーン等方式により、東京都外に所在する宿泊施設のブランド名を冠するものを除く。）における宿泊の提供に係る役務であること。
7号の3イ 五万以下（宿泊）	武蔵野市内に所在する宿泊施設における宿泊の提供に係る役務であって、前号に該当しないもののうち、当該役務の調達に要する費用の額が一夜につき一人当たり五万円を超えないもの
7号の3ロ 該当地域（宿泊）	武蔵野市内に所在する宿泊施設における宿泊の提供に係る役務であって、前号に該当しないもののうち、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）第2条第1項に規定する特定非常災害として指定された非常災害に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された同法第2条第1項に規定する災害発生市町村が属する東京都内の地方団体により提供されるもの
7号の4（電気）	武蔵野市内において地域のエネルギー源により発電された電気であること。
8号イ	武蔵野市が近隣の他の市区町村と共同でこれらの市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを共通の返礼品等とするもの
8号ロ	東京都が都内の複数の市区町村と連携し、武蔵野市内において前各号のいずれかに該当するものを東京都及び武蔵野市の共通の返礼品等とするもの
8号ハ	東京都が都内の複数の市区町村において地域資源として相当程度認識されている物品及び武蔵野市を認定し、物品を都内の複数の市区町村がそれぞれ返礼品等とするもの
9号	震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により甚大な被害を受けたことにより、その被害を受ける前に提供していた前各号のいずれかに該当する返礼品等を提供することができなくなった場合において、当該返礼品等を代替するものとして提供するものであること。
99号	前各号のいずれかに該当する返礼品等とのみ交換せしめるために提供するものであること。（告示第5条柱書き）（例：○○pay商品券、△△Pay）